

【第5号議案（1）】

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会寄附金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（受入基準）

第2条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する者からの寄附金等の申込みについては、これを受け入れることができないものとする。

- （1） 暴力団その他の反社会的勢力若しくはこれらに所属する個人又はこれらに関係する団体、個人等
- （2） 寄附の対価として当法人に対し便宜供与、反対給付を期待していることが明らかなる者
- （3） 寄附金等の申込みに際し、次に掲げる条件等を付与する者
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ロ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ハ 寄附の対象となった寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ニ その他実行委員長が実行委員会の運営上支障があると認める条件

（寄附金等の種類）

第3条 実行委員会が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

「一般寄附金」 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金

（受入手続）

第4条 寄附金等を実行委員会に寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、書面で寄附申込書（別紙様式）を実行委員会の事務局に提出することにより、寄附を行うものとする。

- 2 実行委員会は、前項により寄附申込みの書面を受理したときは、寄附者が第2条の各号に該当しないことを確認したうえで、寄附金等の受け入れについて、実行委員長又は実行委員長の権限移譲を受けた経理責任者の承認を得て受け入れるものとする。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対し、その旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。
- 4 寄附金等の受け入れが完了したときは、寄附者に対し領収書を発行するとともに、領収書の控えを保存する。
- 5 経理担当者又は経理責任者は、寄附申込書を保存するとともに寄附金台帳を整備する。

（寄附金等の取扱い）

第5条 一般寄附金については、実行委員会の事業費・運営費等に使用するものとする。

（寄附者の公開）

【第5号議案（1）】

第6条 1万円以上の寄附金等を受領したときは、寄附者が希望しない場合を除いて、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会のホームページ上、または実行委員会が準備した寄附者を公開する場で、氏名（法人等においては事業者名）を公開するものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月15日から施行する

【第5号議案（1）】

別紙様式

寄 附 申 込 書

年 月 日

名勝及び天然記念物「長瀨」指定100周年記念事業実行委員会 会長 様

住 所
氏名・事業者名

このたび貴団体に対し下記の通り寄附を申し込みます。

記

1. 寄附年月日 年 月 日

2. 金 額 円

※寄附者の氏名等の公開を希望しない場合は下記（ ）欄に○印を記入ください

（ ）氏名等の公開を希望しない。

以上